

一般社団法人水橋フットボールクラブ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人水橋フットボールクラブと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県富山市水橋辻ヶ堂233番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、スポーツ愛好者及び青少年に対して、サッカーを中心としたスポーツ活動の普及並びにスポーツ競技者の育成、強化に関する事業を行い、スポーツの振興及び青少年の心身の健康、育成を促し、スポーツ文化の醸成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 スポーツ選手及び指導者の育成、強化
- 二 各種大会の開催、運営
- 三 スポーツ教室、講演会の開催
- 四 スポーツ施設の管理、運営受託
- 五 スポーツを通じた他地域との文化交流促進に関する事業
- 六 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、または解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任または解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 入社の基準並びに入会金および会費の額
- 七 解散および残余財産の処分
- 八 その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事とする。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が社員総会の議長となる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

5 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない社員は議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した社員の数に参入する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、理事3名以上5名以内を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内において、報酬などの支給の基準に従って算定した額を報酬などとして支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

第6章 資産および会計

(事業年度)

第26条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第30条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第31条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

第32条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。